

請地だより

— 号外 —

平成26年7月発行

発行 たかさき法律事務所

〒370-0067 高崎市請地町11番地6 2階
TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

●メールアドレス office@takasaki-law.gr.jp

●ホームページURL http://takasaki-law.gr.jp/

弁護士：長井 友之／栗原 秀和／田島 慎太郎／岡村 香里／宮崎 はるか／佐藤 亮／高橋 藍
事務局：武井 智子／広木 朋子／堀内 敦子／久保田 瑞紀／藤橋 こずえ／吉田 眞樹子

ご挨拶

今年になって、たかさき法律事務所（以下「当事務所」と言います）の組織・体制に大きな変更がありましたので、ご説明いたします。

まず、一月一日付で、当事務所のパートナー（共同経営者）として、中心的な役割を果たしてくれた宮澤哲哉弁護士が新たな事務所を開設されたことは、既に「請地だより・第三四号」にて、ご案内したとおりであります。

さらに、七月一日付で、小林優公弁護士と小嶋一慶弁護士が、弁護士法人を設立し新事務所を開設されましたが、その詳細については裏面をご参照ください。小林弁護士は、当事務所の創設当時からメンバーであり、当事務所の共同経営者として長期間に亘り活躍されたことにご承知のとおりであります。小嶋弁護士は、当事務所において三年余り研鑽を積まれた新鋭弁護士であり、主要な戦力として当事務所に貢献してくれた逸材であります。

ところで、こうした宮澤弁護士、小林弁護士及び小嶋弁護士の新規独立開業は、諸般の事情から半年ほど時期的なずれが生じておりますが、実は、従前の「たかさき法律事務所」の発展的な組織改編という大きな潮流の現れであります。

従前の当事務所は、群馬県における大規模共同事務所の先駆けとして地域社会に貢献することができたと自負し

ております。しかし、事務所の大規模共同化は、ともすると、その運営面において各弁護士の個性を減殺してしま

う危険があります。各パートナー（共同経営者）は、事務所としての一体性を維持するために少なからず自重することとなり、運営の施策は最大公約数的なものになりがちであります。従前の当事務所においても、これらの問題は皆無ではありませんでした。そこで、宮澤弁護士、小林弁護士、栗原秀和弁護士及び当職の四名のパートナーは、

昨年六月から約半年をかけて、今後の事務所の方を検討・協議してまいりました。その結果、各パートナーが、その個性を活かし、事務所経営及び弁護士業務に関する考え方について、より自己実現を図るという観点から、互いに独立し、より自由な事務所の方を模索するという方針で合意に至りました。

ところで、宮澤弁護士は、その緻密かつ大胆な弁護活動等により多くの依頼者から信頼を集めたばかりか、事務所の経営面においても極めて重要な役割を果たしていただきました。同弁護士の公正かつ的確なアドバイスは当職及び事務所にとって非常に有益でありました。この場をお借りして、心よりお礼を申し上げます。

次に、小林弁護士は、その豊富な経験と温厚な性格等により、事務所の新弁護士及び事務職員に対し、常に温かな態度で優しく接していただきました。

未熟な当職に対し、弁護士及び事務所経営者として研鑽を積む機会を与えてくださったのが、正に小林弁護士でありました。長年に亘るご指導に対し、

この場をお借りして、心より感謝の言葉を贈らせていただきたいと思います。今後は、長年の夢であった東京進出を実現される訳ですが、当職としても羨望するばかりではなく、陰ながら応援させていただきたいと願っております。さて、今後の当事務所についてですが、当職は、従前より苦楽を共にしてきたパートナーの一人である栗原秀和弁護士と、新たにパートナーシップを組み直し、「たかさき法律事務所」の第二ステージを構築してまいりたいと存じます。また、七月一日付で、田島

慎太郎弁護士が我々とパートナーシップを組むこととなり、当事務所の経営に参加してくれることとなりました。田島弁護士の所信・抱負等のご案内は次号に譲りたいと思いますが、同弁護士の資質と力量には大いに期待するところが、当事務所の今後を担う貴重な人材であります。

練々申し上げましたが、当事務所は、栗原、田島及び当職の共同経営の下、勤務弁護士や事務職員が一丸となつて業務に取り組み、皆様方に対し、良質かつ迅速な法的サービスの提供に努めてまいります。

今後とも、我々に対し、ご指導ご鞭撻を賜りたく、お願い申し上げます。

弁護士 長井 友之

弁護士法人ゆうあい綜合法律事務所開設 並びに東京支所開設のご挨拶

弁護士法人ゆうあい綜合法律事務所 所長 小林 優 公

東京始め横浜や京浜地区の依頼者や関係者の皆様から、是非東京に法律事務所を開設して欲しいとのご要望が沢山ありました。当職は、高崎に生まれ高崎で育ち高崎で長らく弁護士をしてきた関係もあり、それに高崎には古くからの依頼者様も沢山当職を支援してくださり、当職自身が高崎を離れることはできませんでした。そこで、横浜出身の小嶋一慶弁護士と協議した結果、たかさき法律事務所1階を法人化し、「弁護士法人ゆうあい綜合法律事務所」として、高崎の事務所を本所として、東京に支所を開設することになりました。東京の弁護士事務所が地方に進出して来ることは数多く見られても地方から東京に進出することは余りないことと思います。地方から打って出て東京を席卷するなどという大それた考えは毛頭ありませんが、東京、京浜地区の依頼者の皆様のご要望を少しでも受け入れて、東京に事務所を開設させていただき、より利用し易い法律事務所としたいと考えております。

弁護士法人ゆうあい綜合法律事務所発足に伴い、小嶋一慶弁護士は、群馬弁護士会から第一東京弁護士会に登録換えして、東京事務所に常駐するほか高崎の案件にも対応する予定であります。当職は、従前どおり高崎の事務所で執務するほか、週1、2回は東京事務所において執務することを考えております。新たに開設する東京事務所は、地方からもわかり易い新橋駅の近く、西新橋のビルの一画に開設する予定であります。

今後とも新たに発足した弁護士法人ゆうあい綜合法律事務所に暖かなご支援を御願いたします。

ご挨拶

弁護士 小嶋一慶

弁護士になって3年間、弁護士小林優公に師事してまいりました。今回、弁護士法人ゆうあい綜合法律事務所への組織変更により、依頼者へのサービスをより充実したものにできることを嬉しく思います。当職は今後も群馬・東京いずれの案件も対応いたします。群馬の事情にも東京の事情にも精通した法律事務所として皆様のお力になれるよう努力いたしますので、今後ともよろしく御願いたします。

事務局挨拶

事務局一同

弁護士法人ゆうあい綜合法律事務所という事務所名に慣れるまで時間がかかるかと思いますが、暖かく見守っていただきますようお願いいたします。今後ともよろしく御願いたします。

弁護士法人

ゆうあい綜合法律事務所について

弁護士：小林 優公／小嶋 一慶

事務局：植原久美子／金澤 弘美／小林おり絵

高崎本所

〒370-0067

群馬県高崎市請地町11-6-1階

(たかさき法律事務所の建物の1階です)

電話 027-310-2000

FAX 027-310-2002



相談室

玄関

東京支所

〒150-0003 東京都港区西新橋2丁目8-2日欧ビル5階

